



# 事業主の方への給付金のご案内



## 雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ

- 雇用を守るためには
- 従業員の再就職を援助してください
- 不良債権処理に伴う雇用調整の場合には

## これからビジネスを始めようとしている方へ

- まずは相談を
- 厚生労働省の創業支援

## 人を雇い入れる事業主の方へ

- 中高年齢者等を雇い入れるときは
- 就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れるときは

## 働く人の能力開発を行う事業主の方へ

- 従業員の能力を高めたいときは
- 職場での訓練を受け入れるときは

## その他助成金

- 雇用の維持等 ○新たな雇入れ等
- 中小企業のための各種給付金
- 介護労働者の雇用管理改善等
- 育児・介護労働者の雇用管理改善等
- 建設労働者の労働移動・雇用改善
- 高齢者等の移籍出向 ○看護師等の雇用管理

- 雇用調整方針とは？
- 再就職援助計画とは？
- ご利用上の注意

## 取扱機関一覧

- 公共職業安定所
- 都道府県職業能力主管課
- 雇用能力開発機構都道府県センター
- (財)介護労働安定センター
- (財)産業雇用安定センター 都道府県事務所
- 都道府県労働局
- 都道府県障害者雇用促進協会
- 都道府県高齢者雇用開発協会
- (財)21世紀職業財団地方事務所

## ご利用上の注意

- このパンフレットは、雇用関係各種給付金のうち、雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給されるものを中心にまとめたものであり、特にお断りしない場合は、支給対象者は雇用保険適用事業所の事業主となっています。
- 本文中の【主な受給の要件】及び【受給額】は、主なもののみを記載しておりますので、各給付金のご利用に当たっては、必ず本文中お示しする各取扱機関にお問い合わせの上、受給の要件及び受給額、受給申請の手続き及び期限等についての詳細をご確認ください。
- 偽りその他の不正の行為により給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料の納入をしていない事業主、給付金ごとに定められた支給要件に該当しない事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主に対しては、給付金は支給されません。また、すでに、支給した給付金の返還を求めることがあります。

# 目次

• 雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ	4
• 雇用調整助成金	5
• 再就職援助計画とは？	6
• 労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金及び再就職支援給付金)	7
• 求職活動支援書とは？	8
• 雇用調整方針とは？	9
• 雇用再生集中支援事業	10
• 不良債権処理就業支援特別奨励金	11
• 実践的教育訓練特別奨励金	12
• これからビジネスを始めようとしている方へ	13
• 創業サポートセンター	14
• 地域創業助成金	15
• 受給資格者創業支援助成金	16
• 高年齢者等共同就業機会創出助成金	17
• 人を雇い入れる事業者の方へ	18
• 新規・成長分野雇用創出特別奨励金	19
• 緊急雇用創出特別奨励金	20
• 試行雇用(トライアル雇用)奨励金	21
• 労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)	22
• 特定求職者雇用開発助成金	23
• 働く人の能力開発を行う事業主の方へ	24
• キャリア形成促進助成金	25
• 職場適応訓練費	26

# 事業者の方への給付金のご案内

## 雇用調整を行わざるを得ない事業者の方へ

### 雇用を守るためには

**雇用調整助成金** 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくれ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業者に対して、休業手当、賃金等の一部が支給されます。

### 従業員の再就職を援助してください

**再就職援助計画** 事業規模の縮小等に伴い、離職者を生ずることとなる場合又は定年、解雇等により離職する高齢者等が再就職を希望する場合に離職者を援助するために事業者が作成する計画です。

**求職活動支援書** 事業者都合の解雇等により離職することが予定されている高齢者等が希望するとき、主体的な求職活動を支援するために事業者が作成する書面です。

**労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金及び再就職支援給付金)** 事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対し求職活動等のための休暇を付与した事業者、再就職相談室の設置等を行う事業者又は民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託した事業者に助成金が給付されます。

### 不良債権処理に伴う雇用調整の場合には

**雇用調整方針** 不良債権処理の影響で雇用調整を行わざるを得ない事業者が、雇用調整の見直し、対象者等をハローワークに届け出ただけのものです。

**雇用再生集中支援事業** 雇用調整方針対象者(支援対象者)に対して、以下のような再就職支援措置などが用意されています。

(例)

・**不良債権処理就業支援特別奨励金** 支援対象者を常用雇用として雇い入れたり、トライアル雇用として受け入れた場合に、奨励金が支給されます。また、支援対象者が自ら起業し雇用を創出する場合にも奨励金が支給されます。

・**実践的教育訓練特別奨励金** 30歳以上60歳未満の支援対象者を対象に、無料で職場での実地経験を積む職場体験講習(原則1か月)、座学や企業での実習による職業訓練を実施します。訓練を行う事業者等には奨励金が支給されます。

# 雇用を守るためには

## 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が給付されます。

### 【主な受給の要件】

- (1) **最近6か月間**に、以下に該当する事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主であること
  - ① **生産量**が対前年同期比で**10%減**
  - ② **雇用量**が**増加していない**こと
- (2) 従業員の**全一日の休業**または**事業所全員一斉の短時間休業**を行うこと  
又は
- (3) **3か月以上1年以内の出向**を行うこと

・大型倒産等事業主などの特定の事業主については(1)と要件が異なります。詳しくは 最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### ○主な特例措置

・不良債権処理の影響に伴う特例(平成14年12月20日から当分の間)

雇用調整方針をハローワークに届け出た事業主については、**生産量が減少していなくても対象**となります。(雇用量については原則どおり。)

### 【受給額】

#### ○休業等

**休業手当相当額の1/2**  
(中小企業事業主は**2/3**)

**支給限度日数:3年間で150日(最初の1年間で100日分まで)まで**  
(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。)

休業期間中に**教育訓練**を行う場合は上記の金額に**訓練費1,200円/人日**を加算

#### ○出向

出向元で負担した**賃金の1/2**  
(中小企業事業主は**2/3**)

### 【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

## 従業員の再就職を援助してください

### 再就職援助計画とは？

事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないとされています(雇用対策法第24条)

#### 【再就職援助計画を作成しなければならない場合等】

事業主は、**経済的事情**により、一の事業所において常時雇用する労働者について**1か月に30人以上**の離職者を生じさせる**事業規模の縮小等**(事業規模もしくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいいます。)を行おうとするときは、最初の離職者が生じる日の**1か月前までに**再就職援助計画を作成する必要があります。

また、1か月に30人未満の離職者を生じさせる事業規模の縮小等を行う場合にも、任意で再就職援助計画を作成することができます。

#### 【労働組合等の意見聴取】

再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴くことが必要です。

#### 【公共職業安定所長の認定の申請】

再就職援助計画を作成した事業主は、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出して**認定**を受けなければなりません。

#### 【再就職援助計画の内容】

再就職援助計画には、事業の現状、再就職援助計画作成に至る経緯、計画対象労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日及び再就職援助希望の有無、再就職援助のための措置、労働組合等の意見を記載することが必要です。

#### ※ 再就職援助のための措置の具体例

- ① 取引先企業や関係企業へのあっせん
- ② 取引先企業や公共職業安定所、(財)産業雇用安定センターの求人情報の提供
- ③ 求職活動や教育訓練受講のための有給休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇以外の有給休暇)の付与
- ④ 教育訓練受講のための費用負担
- ⑤ 計画対象労働者の再就職に係る支援の委託
- ⑥ 再就職相談室の設置

#### 【問い合わせ先】

各都道府県労働局  
各公共職業安定所

# 従業員の再就職を援助してください

## 労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金及び再就職支援給付金)

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対し求職活動等のための休暇の付与、再就職相談室の設置等を行う事業主又は民間の職業紹介業者に労働者の再就職支援を委託し、再就職を実現させた事業主に助成金が給付されます。

### 【主な受給の要件】

#### (1) 求職活動等支援給付金

① 次のいずれかに該当すること

- a 雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けること
- b 雇用保険法施行規則に基づく再就職援助基本計画書を作成し、公共職業安定所長に提出すること

② 次のいずれかに該当すること

- a 離職を余儀なくされる労働者(①の再就職援助計画又は再就職援助基本計画書(以下「計画等」といいます。)対象となる者(以下「計画対象者」といいます。))に対し求職活動等のための休暇を付与し、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うこと
- b 再就職相談室の設置又は開拓員若しくは相談員の配置を行うこと

#### (2) 再就職支援給付金

① 次のいずれかに該当すること

- a 雇用対策法に基づいて再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けること
- b 雇用保険法施行規則に基づく再就職援助基本計画書を作成し、公共職業安定所長に提出すること

② 計画対象者の再就職支援を民間の職業紹介業者に委託すること

③ 計画対象者の離職の日から3か月以内に再就職を実現すること

○不良債権処理の影響に伴う特例(平成14年12月20日から当分の間)

雇用調整方針の支援対象者とされる労働者については、(2)③の再就職までの期間が離職の日から6か月以内に緩和されます。

その他各給付金の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 【受給額】

#### ○求職活動等支援給付金

ア. 休暇を付与した場合((1)②aの場合)

1人当たり日額4,000円

教育訓練費用を全額負担した場合、1日当たり1,000円加算

支給上限:1人当たり休暇30日分まで

(平成17年3月31日以前に付与した休暇は60日分まで)

イ. 再就職相談室の設置等を行った場合((1)②aの場合)

中小企業事業主の場合

費用の1/3(支給上限:100万円まで)

中小企業事業主以外の事業主の場合

費用の1/4(限度額75万円)

#### ○再就職支援給付金

中小企業事業主の場合

委託費用の1/3

支給上限:1人当たり40万円まで、同一の計画等につき300人まで

中小企業事業主以外の事業主の場合

委託費の1/3

支給上限:1人当たり30万円まで、同一の計画等につき300人まで

### 【問い合わせ先】

各都道府県労働局  
最寄りのハローワーク

# 従業員の再就職を援助してください

## 求職活動支援書とは？

事業主は、事業主都合の解雇等(※1)により離職することが予定されている高年齢者等(45歳以上65歳未満)が希望するときは、在職中のなるべく早い時期から高年齢者等が主体的に求職活動を行えるよう、自主的に職務経歴書を作成するための参考となる情報(高年齢者等の職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項)を記載した書面(求職活動支援書)を作成し、交付しなければならないこととされています(高年齢者雇用安定法第17条第1項)。

※1 高年齢者雇用安定法上では義務は課されていませんが、定年及び継続雇用制度の期間満了により離職した労働者に対して求職活動支援書に準ずる書面を作成し、一定の再就職援助の措置を行った場合には、労働移動支援助成金が支給されることがあります。

### 【主な受給の要件】

求職活動支援書には、①離職予定者の指名、年齢及び性別、②離職予定者が離職することとなる日(離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期)、③離職予定者の職務の経歴(従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む。)、④離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習、⑤離職予定者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項、⑥職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に関する事項、⑦事業主が講ずる再就職援助の措置(※2)

※2 事業主が講ずる再就職援助の措置の具体例

- ①取引先企業や関係企業へのあっせん
- ②取引先企業や公共職業安定所、(財)産業雇用安定センターの求人情報の提供
- ③求職活動や教育訓練受講のための有給休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇以外の休暇)の付与
- ④教育訓練受講のための費用負担
- ⑤求職活動支援書の対象となる労働者の再就職に係る支援の委託
- ⑥再就職相談室の設置

### 【求職活動支援基本計画書とは？】

求職活動支援書等の対象者に共通して講じようとする再就職援助の措置や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面のことをいいます。

求職活動支援書を作成する事業主が、労働移動支援助成金の支給を申請する場合には、当該求職活動支援書を作成する前に事業主が作成し、労働組合等の同意を得た上で公共職業安定所に提出することが必要です。

### 【問い合わせ先】

各都道府県労働局  
各公共職業安定所



# 不良債権処理に伴う雇用調整の場合には

## 雇用調整方針とは？

「雇用調整方針」とは、不良債権処理の加速に伴い、離職を余儀なくされる人に対する体系的な再就職支援などを行うために、不良債権処理の影響で雇用調整を行わざるを得ない事業主が、雇用調整の見通し、対象者等を盛り込んだ方針を作成し、ハローワークに届け出ていただくものです。

### 【雇用作成方針を作成する事業主】

主要行若しくは中小・地域金融機関からの融資割合が20%以上の事業主又はメインバンクが主要行若しくは中小・地域金融機関である事業主であって、次のような不良債権処理の影響を受け、雇用調整を行わざるを得ない事業主

- ① 破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等の法的整理の対象となっており、又は、債務超過の状況にあり、取引金融機関から貸出条件を厳しくされたり、運転資金等の融資を断られた事業主
- ② 取引金融機関から(株)整理回収機構(RCC)への債権譲渡の対象となっている事業主
- ③ (株)産業再生機構により関係金融機関等の債権の買取決定が行われた事業主
- ④ 取引金融機関から、経営合理化計画の作成を前提として、債権放棄等を受けた事業主

### 【雇用調整方針の内容】

以下の内容を盛り込んだ「雇用調整方針」を作成してください。

1 雇用調整の対象労働者: 次の①～③ごとに労働者数と雇用調整の実施日を記入してください。

①離職を余儀なくされる者  
解雇等により離職を余儀なくされる労働者が該当します。

②出向対象者  
在籍出向及び移籍出向により一時的に出向する労働者が該当します。

③休業等対象者  
多角化していた事業の特定分野への集中または新分野進出までの間に休業、教育訓練の対象となる労働者が該当します。

2 その他関連企業への影響や労働組合等の同意などを記入していただきます。

### 【雇用調整方針対象者証明書】

作成した雇用調整方針は、必要な添付資料とともにハローワークに届け出てください。これをもとに、ハローワークが発行する「雇用調整方針対象者証明書」の交付を受ける労働者には、再就職支援措置などが用意されています。

### 【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

# 不良債権処理に伴う雇用調整の場合には

## 雇用再生集中支援事業

### 1 不良債権処理就業支援特別奨励金

雇用調整方針の支援対象者を雇い入れた事業主に、1人当たり60万円(新規・成長分野※)で雇用する事業主には70万円を支給するなど、直接またはトライアル雇用を通じた就職、起業を支援します。

※新規成長15分野に加え都道府県ごとに設定される業種が追加される場合があります。

### 2 実践的教育訓練の実施

雇用調整方針を届け出た事業主からの離職(予定)の方々に対して座学や企業での実習による職業訓練や職場での実地経験を積む職場体験講習を無料で実施します。(実施事業主に奨励金が支給されます。)

### 3 民間活用再就職支援

雇用調整方針を届け出た中小企業からの離職(予定)者の方々が管理職、技術者などへの再就職を希望する場合には、民間の再就職支援会社等の再就職支援サービスを無料で利用できます。

### 4 個別求人開拓

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職(予定)者の方々のために、希望や適性にあつた求人開拓を行います。

### 5 各種労働移動支援に関する助成金の特例措置

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職者については、離職の日から6か月以内(通常は3か月以内)の再就職であれば、助成措置を適用します。

《特例が措置のある助成金:労働移動支援助成金、建設業労働移動円滑化支援助成金》

### 6 雇用調整助成金に関する特例措置

雇用調整方針を届け出た事業所については、最近6か月間の生産量が減少していなくても、助成措置を適用します。

### 7 雇用創出特別支援エキスパート登録制度

新分野進出に当たつての専門的な相談に対応できる弁護士、中小企業診断士、技術士などに関する情報をインターネットにより提供します。

### 8 在職中からのキャリア・コンサルティング・無料職業訓練等

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職予定者に対しては、在職中からのキャリア・コンサルティング、無料の職業訓練等を実施します。

### 【雇用再生集中支援事業の問い合わせ先】

お問い合わせ先	お問い合わせ内容
ハローワーク	雇用調整方針、不良債権処理就業支援特別奨励金、労働移動支援助成金、雇用調整助成金、キャリア・コンサルティング、職業訓練等
(財)産業雇用安定センター都道府県事務所	不良債権処理就業支援特別奨励金、実践的教育訓練、民間活用再就職支援、個別求人開拓
(独)雇用・能力開発機構都道府県センター	建設業労働移動円滑化支援助成金、雇用創出特別支援エキスパート登録制度、キャリア・コンサルティング、職業訓練等

## 不良債権処理に伴う雇用調整の場合には

### 不良債権処理就業支援特別奨励金

支援対象者を常用雇用として雇い入れたり、トライアル雇用として受け入れた場合に、奨励金が支給されます。また、支援対象者が自ら起業し雇用を創出する場合にも奨励金が支給されます。

#### 【支援の内容】

##### ① 雇入れの奨励金

支援対象者1人当たり60万円  
(新規・成長分野で雇用する事業主は70万円)

##### ② トライアル雇用の奨励金

ア. トライアル雇用の後常用雇用に移行した場合は支援対象者1人当たり45万円  
(新規・成長分野で雇用する事業主は55万円)

イ. トライアル雇用の後常用雇用に移行しなかった場合は支援対象者1人当たり月額5万円

支給上限: 3か月分まで

##### ③ 起業支援の奨励金

ア. 最初の雇入れに際し、起業した支援対象者1人当たり60万円  
(新規・成長分野の事業を行う場合は70万円)

支給上限: 共同して起業した場合は3人分まで

イ. 支援対象者の雇入れ1人当たり60万円  
(新規・成長分野の事業を行う場合は70万円)

ウ. イ以外の45歳以上60歳未満の非自発的失業者等の雇入れ1人当たり30万円

・ 2人目からは、ハローワークや民間の職業紹介事業者の紹介が必要となります。

#### ○支援対象者とは？

次のすべてに該当する者が支援対象者となります。

- ① 不良債権処理の影響により離職した方として、「雇用調整方针对象者証明書」の交付を受けた方
- ② 60歳未満の方

#### ○新規・成長分野とは？

- ① 医療・福祉関連分野
- ② 生活文化関連分野
- ③ 情報通信関連分野
- ④ 新製造技術関連分野
- ⑤ 流通・物流関連分野
- ⑥ 環境関連分野
- ⑦ ビジネス支援関連分野
- ⑧ 海洋関連分野
- ⑨ バイオテクノロジー関連分野
- ⑩ 都市環境整備関連分野
- ⑪ 航空・宇宙(民需)関連分野
- ⑫ 新エネルギー・省エネルギー関連分野
- ⑬ 人材関連分野
- ⑭ 国際化関連分野
- ⑮ 住宅関連分野

・ 上記の分野以外に、都道府県ごとに設定される業種が追加される場合があります。

#### 【問い合わせ先】

(財)産業雇用安定センター都道府県事務所  
ハローワーク

## 不良債権処理に伴う雇用調整の場合には

### 実践的教育訓練特別奨励金

支援対象者を対象に、無料で職場での実地経験を積む職場体験講習(原則1か月)、座学や企業での実習による職業訓練を実施します。訓練を行う事業主等には奨励金が支給されます。

#### 【支援の内容】

##### 1 職場体験講習

支援対象者の職場体験講習を実施する事業主に対して、受講者1人当たり、講習日数に応じて支給します。

5日以上8日以下	6,000円
9日以上12日以下	12,000円
13日以上16日以下	18,000円
17日以上	24,000円

##### 2 職業訓練

支援対象者に対し、座学の職業訓練を実施する民間教育訓練機関及び実習による職業訓練を実施する事業主に対して、職業訓練の内容に応じて受講者1人につき1か月当たり以下の金額を上限として支給します。

民間教育訓練機関における座学

150,000円

事業所における実習

60,000円

#### ○支援対象者とは？

次のすべてに該当する方が支援対象者となります。

- ① 不良債権処理の影響により離職し、「雇用調整方針対象者証明書」の交付を受けた方
- ② 30歳以上60歳未満の方

#### ○(財)産業雇用安定センターによる支援

職場体験講習又は職業訓練を実施する事業主と受講する支援対象者は、(財)産業雇用安定センターによる以下のサービスが無料で受けられます。

- ・ 講習・実習訓練受入先事業主の開拓
- ・ 支援対象者に対する出張相談等を通じた受講意思の確認
- ・ 講習受入先事業主との具体的な受入に関する調整
- ・ 支援対象者に対する事前ガイダンスの実施
- ・ 職業訓練受講者に対するキャリア・コンサルティングの実施
- ・ 職業訓練コースの設定・コーディネート等

#### 【問い合わせ先】

(財)産業雇用安定センター都道府県事務所

# 事業者の方への給付金のご案内

これからビジネスを始めようとしている方へ

まずは相談を

**創業サポートセンター** 起業や新分野への事業展開を希望する労働者等に能力開発面での支援を行うことにより雇用機会の創出を図ります。

厚生労働省の創業支援

**地域創業助成金** 地域に貢献する事業（サービス9分野、地方公共団体からのアウトソーシング又は地域重点分野）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、再就職を希望する者（65歳未満）を常用労働者及び短時間労働者としてあわせて2人以上（ただし、非自発的離職者自ら法人等を設立した場合は、1人以上）雇用した場合に、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについて助成金が給付されます。

**受給資格者創業支援助成金** 雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成します。

**高齢者等共同就業機会創出助成金** 45歳以上の方が3人以上で、自らの職業経験等を活用すること等により、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した経費の一定範囲の費用について助成されます。

# まずは相談を

## 創業サポートセンター

### 【概要】

起業や新分野への事業展開を希望する労働者等に能力開発面での支援を行うことにより雇用機会の創出を図ります。

- ①相談援助
- ②情報提供
- ③起業家養成コース
- ④技術的課題解決コース
- ⑤公開講座

### 【開設時間】

創業サポートセンター

月曜日～金曜日

(午前10時00分～午後8時30分)

土曜日

(午前10時00分～午後5時30分)

関西創業サポートセンター

月曜日～金曜日

(午前10時00分～午後8時00分)

※土・日曜日、祝祭日は休館とします

なお、あらかじめ予定している企業家養成セミナーコースは実施いたします。

### 【施設概要】

#### ①相談コーナー

相談カウンター、個別相談用ブース

#### ②展示・体験コーナー

パネル展示、能力開発関係システム体験機器

#### ③情報提供コーナー

インターネット検索性用パソコン、ビデオ視聴ブース、書籍閲覧

#### ④セミナールーム

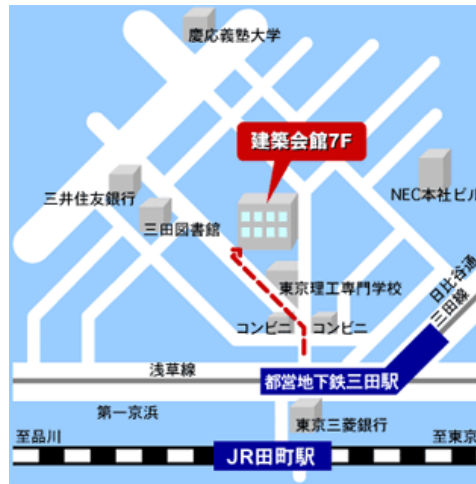
(パソコン・ミーティングルーム・会議室)

### 【問い合わせ先】

#### 創業サポートセンター

東京都港区芝5丁目26番20号建築会館7階

03-5439-5551

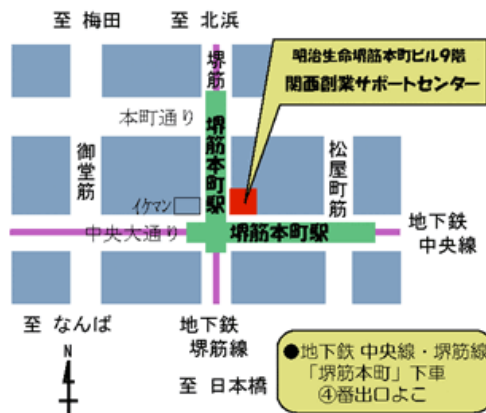


#### 関西創業サポートセンター

大阪府中央区南本町1-7-15

明治生命堺筋本町ビル9F

06-6125-4690



# 各種助成制度

## 地域創業助成金

地域に貢献する事業(サービス9分野、地方公共団体からのアウトソーシング又は地域重点分野)を行う法人を設立又は個人事業を開業し、再就職を希望する者(65歳未満)を常用労働者及び短時間労働者としてあわせて2人以上(ただし、非自発的離職者自ら法人等を設立した場合は、1人以上)雇用した場合に、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについて助成金が給付されます。

### 【主な受給の要件】

地域貢献事業を主たる事業として行う法人を設立又は個人事業を開業し、創業支援対象労働者を2人以上(非自発的離職者自らが法人等を設立する場合は、1人以上)雇用すること。

### ○地域貢献事業とは？

- ①個人向け・家族向けサービス
  - ②社会人向け教育サービス
  - ③企業・団体向けサービス
  - ④住宅関連サービス
  - ⑤子育てサービス
  - ⑥高齢者ケアサービス
  - ⑦医療サービス
  - ⑧リーガルサービス
  - ⑨環境サービス
  - ⑩地方公共団体からのアウトソーシング
- +
- ⑪地域重点分野(地域が選択する重点産業)

### ○創業支援対象労働者とは？

以下のすべてに該当する労働者(1人以上は非自発的離職者。ただし非自発的離職者自らが法人等を設立する場合はこの限りではない)です。

- ① 常用労働者又は短時間労働者(うち1人以上は常用労働者)
- ② 雇入れ日現在で65歳未満の者
- ③ 創業の日から1年6ヶ月以内に雇い入れられた者
- ④ 雇い入れ後3か月以上経過した者

### 【受給額】

(1) 創業後6か月以内に支払った創業経費の3分の1

支給上限: 150万円から500万円  
※ ①雇用調整方針又は再就職援助計画の対象者の1人以上の雇入れ又は②非自発的離職者の3人以上の雇入れ要件も満たすか否かの組み合わせに応じ異なります。

### ○受給対象となる創業経費

- ①法人設立又は個人事業の開業に関する事業計画作成費
  - ②職業能力開発経費
  - ③設備・運営経費
- (2) 非自発的離職者の雇入れ1人当たり  
常用労働者 30万円  
短時間労働者 15万円
- 支給上限: 100人分まで

### 【問い合わせ先】

都道府県高年齢者雇用開発協会

# 各種助成制度

## 受給資格者創業支援助成金

雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成します。

### 【主な受給の要件】

(1) 次のいずれにも該当する**受給資格者**(その受給資格に係る**雇用保険の基本手当の算定基礎期間が5年以上**ある者に限ります。)であったもの(以下「創業受給資格者」といいます。)が設立した法人等※の事業主であること。

- ①法人等を設立する前に、公共職業安定所の長に「**法人等設立事前届**」を提出した者
- ②法人等を設立した日の前日において、当該受給資格に係る支給残日数が1日以上である者

(2) 創業受給資格者が**専ら当該法人等の業務に従事**するものであること。

(3) 法人にあつては、**創業受給資格者が出資**し、かつ、**代表者**であること。

(4) 法人等の**設立日以後3か月以上**事業を行っているものであること。

※ 法人等の設立とは、法人の場合は法人の設立の登記等を行うことをいい、個人の場合は事業を開始することをいいます。

その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 【受給額】

創業後**3か月以内**に支払った**経費の3分の1**  
支給上限：**200万円まで**

・ 助成金の支給は2回に分けて行います。

#### ○受給対象となる経費

- ① 設立・運営経費
- ② 職業能力開発経費
- ③ 雇用管理の改善に要した費用

### 【問い合わせ先】

各都道府県労働局  
最寄りのハローワーク





# 各種助成制度

## 高齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の方が3人以上で、自らの職業経験等を活用すること等により、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した経費の一定範囲の費用について助成されます。

### 【主な受給の要件】

3人以上の高齢創業者の出資により新たに会社、NPOその他の法人を設立すること

#### ○高齢創業者とは？

- ① 法人の設立登記日において、45歳以上であること
- ② 法人の設立登記の日以降、報酬の有無、常勤・非常勤の別を問わず当該創設した法人以外の法人の役員、雇用労働者、個人経営者等以外でない者であること（役員である者は、法人設立日の前日までに辞任に関する変更登記がなされていること）
- ③ 法人の設立登記日から継続して、専ら当該法人の業務に従事していること。

#### ○高齢者等共同就業機会創出事業計画書の提出について

本助成金を受給するためには、法人の設立登記をし、別に定める期間内に都道府県高齢者雇用開発協会に高齢者等共同就業機会創出事業計画書その他の添付書類を提出し、認定を受ける必要があります。（法人の設立時期により年3回受付）

### 【受給額】

創業後6か月以内に支払った対象経費（人件費その他一定の費用を除く。）の3分の2

支給上限：500万円まで

#### ○受給対象となる経費

- ① 法人設立に関する事業計画作成経費
- ② 職業能力開発経費
- ③ 設備・運営経費

### 【問い合わせ先】

都道府県高齢者雇用開発協会



## 人を雇い入れる事業主の方へ

### 中高年齢者等を雇い入れるときは

**新規・成長分野雇用創出特別奨励金** 新たな雇用機会の創出が期待できる新規・成長15分野を中心として、各分野の事業主が非自発的な理由で離職を余儀なくされた中高年齢者等について、前倒して雇用する場合又はOJTを中心として職業訓練を行う場合に、奨励金が支給されます。(平成17年3月31日をもって事業終了となります。)

**緊急雇用創出特別奨励金** 雇用情勢が悪化した地域に所在する事業主で、解雇、倒産等により離職した中高年齢者等を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給します。(平成17年3月31日をもって事業終了となります。)

### 就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れるときは

**試行雇用(トライアル雇用)奨励金** 業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合に奨励金が支給されます。

**労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)** 雇用対策法に基づく再就職援助計画又は高年齢者の雇用の安定に関する法律に基づく求職活動支援書の対象となる者を雇い入れ、職務に必要な知識や技能を習得させるための講習を実施した事業主に助成金が支給されます。

**不良債権処理就業支援特別奨励金(再掲)** 支援対象者を常用雇用として雇い入れたり、トライアル雇用として受け入れた場合に、奨励金が支給されます。また、支援対象者が自ら起業し雇用を創出する場合にも奨励金が支給されます。

**特定求職者雇用開発助成金** 高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

# 中高年齢者等を雇い入れるときは

## 新規・成長分野雇用創出特別奨励金

新たな雇用機会の創出が期待できる新規・成長15分野を中心として、各分野の事業主が非自発的な理由で離職を余儀なくされた中高年齢者等について、前倒して雇用する場合又はOJTを中心として職業訓練を行う場合に、奨励金が支給されます。

### 【主な受給の要件】

#### ○新規・成長分野雇用奨励金

- (1) 新規・成長分野事業において、30歳以上60歳未満の非自発的離職者又は公共職業訓練等受講者を雇い入れること
- (2) 事前に雇い入れ計画を作成し、雇い入れ時期を前倒して雇い入れること

その他の詳細については都道府県高年齢者雇用開発協会にお問い合わせください。

#### ○新規・成長分野とは？

- ① 医療・福祉関連分野
  - ② 生活文化関連分野
  - ③ 情報通信関連分野
  - ④ 新製造技術関連分野
  - ⑤ 流通・物流関連分野
  - ⑥ 環境関連分野
  - ⑦ ビジネス支援関連分野
  - ⑧ 海洋関連分野
  - ⑨ バイオテクノロジー関連分野
  - ⑩ 都市環境整備関連分野
  - ⑪ 航空・宇宙(民需)関連分野
  - ⑫ 新エネルギー・省エネルギー関連分野
  - ⑬ 人材関連分野
  - ⑭ 国際化関連分野
  - ⑮ 住宅関連分野
- その他 中小企業創造活動促進法又は中小企業経営革新支援法に基づくもの

#### ○新規・成長分野能力開発奨励金

新規・成長事業分野において、30歳以上60歳未満の非自発的離職者(離職後2年以内)であって雇用保険の受給資格者でない者に対し、雇用・能力開発機構の承認を受けた計画に基づき実習(OJT)を主体とする実践的な職業訓練を行う事業主

その他の詳細については都道府県高年齢者雇用開発協会にお問い合わせください。

### 【受給額】

#### ○新規・成長分野雇用奨励金

対象労働者1人につき70万円

#### ○新規・成長分野能力開発奨励金

もっぱらOJTによるものは、  
受講者1人当たり月額24,100円

座学が訓練時間の1割を超えるものは、  
受講者1人当たり月額90,000円

・なお、受講者には日額6,500円の受講奨励金が支給されます。

### 【問い合わせ先】

都道府県高年齢者雇用開発協会  
最寄りのハローワーク

# 中高年齢者等を雇い入れるときは

## 緊急雇用創出特別奨励金

雇用情勢が悪化した地域に所在する事業主で、解雇、倒産等により離職した中高年齢者等を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給します。

### 【主な受給の要件】

(1) 次に掲げる地域について要件を満たした場合に当該地域に所在する事業所において労働者を雇い入れること

- ① 全国において、単月の完全失業率が5.0%以上となった場合
- ② 地域ブロックにおいて、連続する2・四半期の完全失業率の平均値が5.4%を超える場合
- ③ 沖縄県において、連続する2・四半期の完全失業率の平均値が5.4%を超える場合

(2) 以下のいずれにも該当する者を雇い入れること

- ① 45歳以上60歳未満の者
- ② 事業主の都合により離職した者又は公共職業訓練等の受講者

(3) 公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者(厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届け出を行い、それを示す標識を掲げている事業者に限る。)の紹介により雇い入れる者であること

(4) 常用労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れること

その他の詳細については都道府県高齢者雇用開発協会にお問い合わせください。

### ○緊急対応型ワークシェアリング制度

労使の合意により労働時間の短縮(所定外労働時間の短縮でも可。)とそれに伴う賃金の減額を行う場合、事前に「緊急対応型ワークシェアリング導入計画」を都道府県労働局に提出していただくことにより、

- ① 短時間労働者の雇い入れ
- ② 中小企業事業主については、6か月以上の有期雇用での雇い入れ
- ③ 30歳以上45歳未満の者の雇い入れについても奨励金が支給されます。

詳しくは、所在地の都道府県労働局にお問い合わせください。

### 【受給額】

雇い入れ1人当たり30万円

### ○緊急対応型ワークシェアリング制度を導入した事業主

(1) 計画提出後の最初の雇い入れ時に事業所の規模に応じて以下の金額を支給

- ① 300人以下の事業所 50万円
- ② 301人以上の事業所 120万円

(2) 雇い入れ1人当たり

- ① 常用の短時間労働者 15万円
- ② ①以外の常用労働者 30万円
- ③ 6か月以上の有期雇用 15万円

### 【問い合わせ先】

都道府県高齢者雇用開発協会

[最寄りのハローワーク](#)

就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れるときは

## 試行雇用(トライアル雇用)奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合に奨励金が支給されます。

### 【主な受給の要件】

以下に該当する者を公共職業安定所の紹介により試行的に**短期間(原則3か月)雇用**すること

- ① 再就職の実現が困難な45歳以上65歳未満の中高齢者
- ② 35歳未満の若年者
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 障害者
- ⑤ 日雇労働者・ホームレス

その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

・このほか、**不良債権処理就業支援特別奨励金**にもトライアル雇用支援があります。

### 【受給額】

対象労働者1人につき、月額50,000円

支給上限:3か月分まで

### 【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

都道府県労働局



就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れるときは

## 労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)

雇用対策法に基づく再就職援助計画対象者又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書等対象者を雇い入れ、職務に必要な知識や技能を習得させるための講習を実施した事業主に助成金が支給されます。

### 【主な受給の要件】

(1) 次のいずれかの計画等に係る対象者をその離職の日から3ヶ月以内に雇い入れること

- ① 公共職業安定所長の認定を受けた雇用対策法に基づく再就職援助計画
- ② 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて作成した求職活動支援書等

(2) 雇い入れた再就職援助計画対象者又は求職活動支援書等対

象者に対し、職務に必要な知識や技能を習得させるための講習(1週間以上)を実施すること

○ 不良債権処理の影響に伴う特例(平成14年12月20日から当分の間)

雇用調整方針の支援対象者とされる労働者については、雇い入れまでの期間が離職の日から6か月以内に緩和されます。

その他各給付金の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 【受給額】

○ 定着講習支援給付金

講習期間が2週間以上の場合

1人当たり10万円

講習期間が1週間以上2週間未満の場合

1人当たり5万円

### 【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク



就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れるときは

特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

【主な受給の要件】

○特定就職困難者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の**就職困難者**を公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れること

○緊急就職支援者雇用開発助成金

厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用維持等地域の指定が行われた場合に、**再就職援助計画**又は**求職活動支援書**の対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れること（の場合は当該地域内に所在する事業主に限ります。）

その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【受給額】

○特定就職困難者雇用開発助成金の助成期間と助成率

対象労働者	助成率(中小企業)		助成期間
	一般被保険者	短時間被保険者	
高齢者(60歳以上65歳未満)	1/4(1/3)	1/4(1/3)	1年
障害者	1/4(1/3)	1/4(1/3)	1年
重度障害者・45歳以上の障害者	1/3(1/2)	-	1年6か月
	-	1/4(1/3)	1年
精神障害者	1/3(1/2)	-	1年6か月
	-	1/4(1/3)	1年
母子家庭の母等	1/4(1/3)	1/4(1/3)	1年
手帳所持者など	1/4(1/3)	1/4(1/3)	1年

○緊急就職支援者雇用開発助成金の助成期間と助成率

助成率:大企業1/4 中小企業1/3

助成期間:6か月

【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

# 事業主の方への給付金のご案内

## 働く人の能力開発を行う事業主の方へ

### 従業員の能力を高めたいときは

**キャリア形成促進助成金** 企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対して助成金が支給されます。

### 職場での訓練を受け入れるときは

**職場適応訓練費** 職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適應することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主に訓練費が支給されます。

**実践的教育訓練特別奨励金(再掲)** 30歳以上60歳未満の支援対象者を対象に、無料で職場での実地経験を積む職場体験講習(原則1か月)や座学や企業での実習による職業訓練を実施します。訓練を行う事業主等には奨励金が支給されます。



# 従業員の能力を高めたいときは

## キャリア形成促進助成金

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対して助成金が支給されます。

### 【主な受給の要件】

事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成していること

その他の詳細については、独立行政法人雇用・能力開発機構の各都道府県センターにお問い合わせください。

### 【受給額】

#### ○訓練給付金

- ①職業訓練を受けさせる場合の経費の1/4  
(中小事業主1/3)(1人1コース5万円を限度)
- ②職業訓練期間中のその雇用する労働者の賃金の1/4  
(中小事業主1/3)(原則として150日を限度)

#### ○訓練給付金(デュアルシステム導入時)

- ①デュアルシステムに係る計画を策定し、実施した場合15万円
- ②職業訓練を受けさせる場合の経費及び職業訓練期間中のその雇用する労働者の賃金の高率助成1/4→1/3  
(中小事業主1/3→1/2)

#### ○職業能力開発休暇給付金

- ①職業能力開発休暇期間中の教育訓練の受講及び職業能力評価の受検に要した費用の1/4  
(中小事業主1/3)
- ②職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/4  
(中小事業主1/3)  
(原則として150日を限度)

#### ○長期教育訓練休暇制度導入奨励金

- ①連続1か月以上の休暇制度を導入し、休暇を付与した場合30万円
- ②5年以下の期間に1回以上の休暇(連続2週間以上)を与える制度を導入し、休暇を付与した場合15万円
- ③休暇取得者が発生した場合には、取得者1人につき5万円

#### ○職業能力評価推進給付金

- ①職業能力評価の受検に要する経費の3/4
- ②職業能力評価期間中のその雇用する労働者の賃金の3/4

#### ○キャリア・コンサルティング推進給付金

- ①専門機関等への年間委託費用の1/2  
(50万円を限度)
- ②企業内キャリア・コンサルタントを配置し、キャリア・コンサルティングを実施した場合15万円

#### ○地域人材高度化能力開発助成金

- ①職業訓練を受けさせる場合の経費の1/3  
(中小事業主1/2)(1人1コース5万円を限度)
- ②職業訓練期間又は職業能力開発休暇期間中の賃金の1/3(中小事業主1/2)

#### ○中小企業雇用創出等能力開発助成金

### 【お問い合わせ先】

雇用・能力開発機構都道府県センター

# 職場での訓練を受け入れるときは

## 職場適応訓練費

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主に訓練費が支給されます。

### 【主な受給の要件】

(1) 以下に該当する事業主であること

- ①訓練を行う設備的余裕があること
- ②指導員として適当な従業員がいること
- ③労働災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を有していること
- ④労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
- ⑤訓練終了後、訓練生を雇用する見込みがあること

(2) 訓練期間が通常6か月（重度の障害者は1年）、短期の場合は、2週間（重度の障害者は4週間）であること

その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 【受給額】

1人あたり月額24,000円  
(重度の障害者25,000円)

短期の職場適応訓練は、日額960円  
(重度の障害者1,000円)

・ なお、訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

### 【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

